



建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】

新ルール

①

契約 前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書 (例)

第〇条 請負代金の**変更方法**

- ・ 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
 - ・ 変更額は、**協議して定める**。
- 協議に当たっては、**工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮**する。

変更条項の削除は
法律違反！



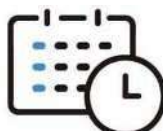
契約書の作成は「**建設工事標準請負契約約款**」を
活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



新ルール

②

契約

前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール

③

契約

後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(※)があります。※ 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方向的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドラインを参照ください



国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！

